

本学学生による 大麻取締法違反事件について

本日、マスコミ等で報じられたとおり、本学学生が、大麻取締法違反（所持）の容疑で逮捕される事件が発生いたしました。長崎大学は、事態を厳粛に受け止め、このことについて深くお詫び申し上げます。

いうまでもなく、大麻等の薬物は、その乱用により使用者の心身を破滅させる反社会的なものであり、その所持は法律によって禁止されています。

本学においても1年次から、薬物乱用防止の取り組みが行われている中で、このような事件が発生したことは、痛恨の極みです。

長崎大学として、今後、法令遵守の意識を一層高めてまいりたいと思います。

平成22年5月25日

理事（教学担当） 橋本健夫